

**グローバル基準としての IFRS :
財団の第二の 10 年間に向けての戦略の設定**

IFRS 財団評議員会の戦略レビューの報告

2012 年 2 月

1. 要約

創立以来 10 年間で、IFRS 財団は、独立の基準設定機関である国際会計基準審議会（IASB）を通じて、国際財務報告基準（IFRS）を 100 か国以上での受け入れられた財務報告のセットとして確立することに成功した。IFRS が国内で認められた基準となっていない国々では、IFRS のアドプションが積極的に検討されている。当組織の第 2 の 10 年が始まるに際して、高品質の国際的に認められる会計基準の単一のセットは、今や手の届くところにある。今後の 18 か月は、この目標が達成できるのかを決定する上で非常に重要となるであろう。

第 2 次の 5 年ごとの定款見直しの結果として、また、今後の数か月の重要性により、評議員会は IFRS 財団の戦略の包括的な見直しに着手した。このペーパーは、IFRS 財団と IASB が国際的な会計基準設定主体に発展する上での戦略とビジョンを示している。

このペーパーの中で、評議員会は、当組織の 2 度目の 10 年について一連の提言を示している。これら提言は、次の 4 つの領域に対処している。

- (1) IFRS 財団の使命（具体的には、財団の作業が資する公共の利益）
- (2) ガバナンス
- (3) 財団と IASB が用いるプロセス及び手続
- (4) 組織の資金調達

この戦略レビューのペーパーに含まれている提言を行うにあたり、評議員会は、IFRS 財団のさまざまな構成要素に影響を与える提案を行った。これには、以下に関する施策が含まれている。

- (1) 評議員会（具体的には、IFRS 財団の活動の範囲全体の監督に責任を持つ非執行機関として）
- (2) 財団全体（基準設定機能、教育プログラム、出版及びコンテンツ関連サービス、IFRS XBRL の開発、及び全般的な運営が含まれる）
- (3) IASB の運営、手順及び戦略（ただし、専門的な活動は含んでいない）

定款上の責任に合わせて、評議員会は、この文書の中で、組織の 3 つの構成要素のすべてに関連するビジョンを示し、また、特定の施策がどこで要求されるのか（該当

する場合)を識別している。評議員会は、IFRSの技術的な内容又はIASBの審議事項として考え得る技術的項目についてはコメントしていない。

評議員会は、多くの経済大国が自国の経済へのIFRSのアドプションを決定したか又は検討している(これには、日本と米国が含まれている)時期にこれらの提言を行っていることを認識している。このレビューの目的上、評議員会は、何らかの形で、グローバルな会計基準のアドプションに関する約束が行われることを前提としている。そうしたコミットメントが行われない場合には、この戦略レビュー文書のいくつかの要素の再検討を要することとなり、IFRS財団及びIASBのメンバーの地域別配分案の修正につながる可能性がある。

これらの提言を行うにあたり、評議員会は、IFRS財団モニタリング・ボードが財団のガバナンスの取決めの見直しに着手したことにも留意している。モニタリング・ボードの見直しは、主として、ガバナンスの制度的側面(特にモニタリング・ボード、評議員会及びIASBのそれぞれの役割と責任)に重点を置いている。このペーパーでは、(モニタリング・ボードの提案と整合する方法で)ガバナンスの論点に対処しつつ、IFRS財団の使命と運営、評議員会の活動、IASBのデュー・プロセス、及び資金調達についてより広範な論点に対処している。

以下に、原則及び提言の要約を示している。

A. 使命: IFRS財団がコミットしている公共の利益の定義

財務報告基準の目的

- A1 IFRS財団の使命をその基準設定機関として実行するにあたり、IASBは、企業の財務諸表における財政状態及び業績の忠実な描写を提供する財務報告基準を開発すべきである。そうした基準は、投資家及び他の市場参加者が資源配分や他の経済的な意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つはずである。財務諸表のすべての利用者が財務諸表の透明性と誠実性に寄せる信頼は、資本市場の有効な機能、効率的な資金配分、国際的な金融安定及び健全な経済成長にとって極めて重要である。

IFRSのアドプション

- A2 改善された国際的に受け入れられる高品質の会計基準の単一のセットを達成する任務を有する機関として、IFRS財団は、IASBが開発したIFRSの国際的なアドプション(全体で、かつ無修正で)という長期的なゴールに引き続きコミットしなければならない。コンバージェンスは、特定の法域では適切な短期的戦略である可能性もあり、移行期間中にアドプションを促進する可能性もある。しかし、コンバージェンスはアドプションの代用物ではない。アドプションの仕組みは、各国で異なるかもしれない

し、導入には一定の期間が必要かもしれない。しかし、どのような仕組みであれ、該当する企業が自らの財務諸表が IASB の公表した IFRS に完全に準拠している旨を記載できるようにし、それを要求するようにすべきである。

- A3 各国内及び国際的な市場及び監査規制機関、会計基準設定機関、会計基準の設定に関与する地域機関、及び会計士団体と協力して、IFRS 財団は、IFRS のアドプションが不完全である場合又は IASB が公表した IFRS の完全なセットからの逸脱がある場合には、完全な開示を求めるべきである。IFRS 財団は、法域が IFRS を完全には採用せずに IFRS への準拠を主張している事例を明らかにする仕組みを検討すべきである。

基準及び IFRS の活動の範囲

- A4 短期的には、IFRS 財団及び IASB は、依然として、営利企業（すなわち、公開取引される企業、他の公的説明責任を有する企業及び SME）のための基準開発に主たる重点を置くべきである。必要となる資源を考慮して、財団及び IASB は、他の企業のため又はその他の目的のための基準の開発を検討する。

適用及び導入の首尾一貫性

- A5 その使命の遂行にあたり、IFRS 財団は、国際的に IFRS が首尾一貫して適用されるようにすることに強い関心がある。財団は、次の方法でその目的を遂行すべきである。
- IASB は、基準設定主体として、明確で理解可能な強制力のある基準を公表すべきである。
 - IASB は、基準設定に対する原則ベースのアプローチと整合的な、基準に関するガイダンスを提供する。適用ガイダンス及び設例は、原則を首尾一貫した方法で理解し適用するのに必要な場合に提供されるべきである。
 - IASB は、実務上の逸脱が国境を越えてどこで発生しているのか識別するために、証券規制機関、監査規制機関、基準設定機関、会計基準の設定に関与する地域機関、会計士団体及び他の利害関係者のネットワークと協力して作業する。実務上の逸脱が、基準又は解釈指針の改善を通じて解決できる場合には、IASB と IFRS 解釈指針委員会は、それに応じて行動する。
 - IFRS 財団は、教育コンテンツ・サービスを通じて、首尾一貫した適用の促進を目的とした活動を行うべきである。
 - IASB は、関連する当局と連携して、IFRS が改変されている法域を識別し、こうした状況において、法域レベルでこのような逸脱の透明な報告を促すべきである。
 - IFRS 財団は、この目的を達成するために、関連する規制当局の支援を求める。

B. ガバナンス： 独立性及び公的説明責任

- B1 基準設定の意思決定プロセスにおける IASB の独立性を、公的説明責任の枠内で維持しなければならない。評議員会の主たる役割は、基準設定プロセスの独立性を擁護し、維持することである。
- B2 現在の 3 層構造（モニタリング・ボード、評議員会、IASB）は、組織の使命にとって適切である。そのガバナンス構造の中で、モニタリング・ボード、IFRS 財団及び IASB は、透明性、公的説明責任及び独立性の原則を補強するために相互関係及び手続を適宜強化すべきである。これを行うにあたって、組織のガバナンスの各要素の役割及び責任を明確に定義すべきである。
- B3 B2 と整合するように、評議員会は監督責任をどのように果たすのかをさらに明確化すべきである。
- B4 ガバナンス構造の各要素は、有効性を立証するために定期的な公開レポートを提供すべきである。

C. プロセス： 基準が高品質で、十分に機能する資本市場の要求事項を満たし、世界中で統合的に適用されることの確保

- C1 完全に透明なデュー・プロセスは、高品質の国際的に認められる会計基準の提供に不可欠である。IASB のデュー・プロセスは、他の組織と比較した定期的なベンチマーキングと利害関係者の助言を活用して、見直しと定期的な強化を継続すべきである。
- C2 IASB のデュー・プロセスの監督における評議員会に関する枠組みを明確化すべきである。評議員会のデュー・プロセス監督委員会は、適切な独立したスタッフ資源により、デュー・プロセスへの準拠のレビューと議論を、基準設定プロセス全体を通じて定期的に、また、基準確定前のプロセスの終了時に、行うべきである。同委員会は、これらの活動に関し、定期的に評議員会への報告及び年次報告書での報告を行うべきである。委員会は、潜在的な非準拠の状況を処理するための手続を策定すべきである。
- C3 現行のデュー・プロセスの枠組みを基礎として、財務情報の有用性を改善する努力の中で、IASB は次のことを行うべきである。
- 審議事項の優先順位の設定方法を明確に示すこと： 審議事項設定プロセスの中で、及び要求される公開協議の後に、IASB は十分なフィードバックを公開すべきである。これには、IFRS 諮問会議のインプットをどのように考慮に入れたのかの証明が含まれる。これは、IASB のアジェンダ設定プロセスに対する信頼を高め、独立性への支持を強める。

- フィールド・ビジット／テスト及び影響分析についての同意された方法: IASB は、フィールド・ビジット／テスト及び影響分析（コスト便益分析又はインパクト評価と呼ばれることが多い）について合意される方法を開発するために関連する当事者と協力して作業すべきである。
- 基準設定の決定がXBRLに与える影響の考慮: XBRLの考慮は基準設定プロセスの内容を指示するものではないが、評議員会は、XBRLの要求事項の利用の拡大を認識している。IFRS用XBRLタクソノミは重要性が高まりつつあり、奨励する価値がある。したがって、新基準の文案を作成する際に、IASBは、外国語及び整合的なXBRLタクソノミに容易に翻訳できる用語の必要性を考慮すべきである。
- 基準設定の決定がIFRSの翻訳に与える影響の考慮: IASBは、多くの最終的な利用者が英語版のIFRSの翻訳を必要としていることを意識すべきである。

C4 IFRSの整合的な適用へのIFRS財団の関与を助けるため、また、IASBの基準設定の任務の枠内で、財団とIASBは次のアクションを実施すべきである。

- 合意された方法により適用後レビューを実施し、適用上の論点の識別に役立てる。
- 証券規制機関、監査規制機関及び各国基準設定機関との正式な協力の取決めを確立して、IFRSがどのように適用されているのかに関するフィードバックを受け取り、逸脱への対処を図る行動を促す。
- IFRS解釈指針委員会の活動の範囲を見直し、原則ベースの基準設定のアプローチへのコミットメントを損なわずに、解釈の整合性を確保する。

C5 IFRS財団及びIASBは、国際的な基準設定プロセスの不可欠の一部として、各国の会計基準設定機関及び会計基準設定に関与する地域機関のネットワークのメンテナンスを促進すべきである。それぞれの任務の範囲内での機能の遂行に加えて、各国の会計基準設定機関及び会計基準設定に関与する地域機関は、研究の実施、IASBの優先事項に関するガイダンスの提供、IASBのデュー・プロセスへの各法域からの利害関係者のインプットの促進、及び新たに生じている論点の識別を継続すべきである。

C6 財務報告の分野での思考における指導力を提供するために、IASBは専任の調査担当者を設置するか又は設置を促進すべきである。

D. 資金調達: 組織が効果的、効率的、かつ独立に運営できるような方法での資金調達の確保

D1 資金調達システムは、組織の説明責任を果たしつつ、基準設定プロセスの独立性を維持するものでなければならない。

D2 現行の資金調達ベースを拡大して、IFRS 財団が国際社会にもっとよく貢献し、上述の戦略を達成できるようにすべきである。具体的には、評議員会が次のような資金調達を提案すべきである。長期的（少なくとも3年から5年）で、公的に支援され、さまざまな仕組みが利用でき予算ニーズに適合できるような柔軟性があり、合意された公式（これは比例の原則と整合的なものとする）に基づいて法域間で負担され、十分な組織的説明責任を提供するような資金調達である。

これに続くレポートの中で、評議員会は、まず、戦略レビューについてのより広い背景及びIFRS財団が直面する課題を示している。それから、上記の提言のそれぞれについてさらに詳細な説明を示している。

2. 背景：最初の10年（2001－2010）：成功と不安

今日までのIFRS財団の成功の大部分は、3つの要因の結果である。

- 1 IASBの組織としての強さとIFRSの品質
- 2 欧州連合がIASBを基準設定主体として指定した決定（これは国際的に他の場所でのIFRS採用の触媒として機能した）
- 3 米国が進んでコンバージェンスに取り組み、米国外の企業についてIFRSを受け入れ、米国企業についての採用の可能性を検討していること

新しい財団は2000年に独立の非政府機関として設立され、公式のつながりはないものの、公的機関からの承認を受けた。財団はガバナンスの取決めを定めた定款を受け継いだ。定款は、新しいIASBは投資家保護を目的とした基準の作成に重点を置くことを宣言していた。国家や特別の局地的な利害にとらわれない独立の専門的なIASBは、基準に信用を与えた。

欧州連合（EU）は、すぐに世界中でのIFRS採用の触媒となり、IFRSが国際的な資金調達のためのUS GAAPに対する代替的な選択肢となった。2002年に、EUは、共通の欧州資本市場を創設する取組みの一環として、上場会社にIFRSを採用することを決定した。2005年以降、欧州の決定は、アジア・オセアニア、アフリカ及びアメリカにまたがるIFRSの進出を促進した。

最後に、2002年のノーウォーク合意に始まって、集中的な共同のコンバージェンス・プログラムがIASBのアジェンダの支配的な特徴となってきた。重要なこととして、コンバージェンスのプロセスが、受け継いだ基準の改善、US GAAPとの差異の縮小、

及び米国証券取引委員会（SEC）による調整表作成要求の廃止につながった。G20 は、グローバル基準の単一のセットの必要性を公式に認識した。米国は IFRS の採用を検討中である。SEC の声明では、SEC はまもなく IFRS の使用に関する決定を行う予定だと述べている。他の主要経済圏（中国、インド、日本など）は、IFRS とのコンバージェンスを進めているか、又は選択した会計基準として IFRS を導入すべきかどうかを検討している。

これらの要因が当組織の成功を促進したが、いくつかの課題が残されている。

- ・ **コンバージェンスとアドプション：** IASB は、自らの基準の採用を促進する取組みの中で、相当のエネルギーをコンバージェンスに注いできた。しかし、コンバージェンスだけでは、グローバル基準の単一のセットは生み出せない。多くの国々が、国内用に IFRS を採用する決定を行うことが依然として必要である。
- ・ **基準の品質と適用：** この領域では 2 つの不安が生じている。第 1 に、IASB は、国際的な受入れを確保するために、基準の品質と目的適合性を証明し続けなければならない。これには金融危機から学んだ教訓を反映することの必要性も含まれる。第 2 に、基準が国際的に採用されてはいるが、適用及び採用に関する実務が不統一となるリスクがある。
- ・ **ガバナンスと説明責任：** IFRS の採用がますます多くの国々に拡大していくにつれて、世界中の公的機関が当組織の説明責任及びガバナンスにますます注目するようになってきている。IASB の独立性は強みの源泉となってきたが、IFRS 財団の公的な説明責任を高めるために、それらの取決めをさらに発展させていく必要があるかもしれないことが広く理解されている。

3. IFRS 財団の使命： 財務報告基準を通じての公益への奉仕

IFRS 財団の定款は、財団の目的を次のように記述している。

- (a) 公益に資するよう、明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発すること。これらの基準は、財務諸表その他の財務報告において、高品質で透明性があり、かつ比較可能な情報を要求すべきである。投資者、世界の資本市場の他の参加者及び他の財務情報利用者の適切な経済的意思決定に役立つものとするためである。
- (b) 当該会計基準の利用と厳格な適用を促進すること
- (c) (a)と(b)の関連する目的を達成するために、必要に応じて、さまざまな経済環境における広範囲な規模及び種類の事業体のニーズを考慮すること

(d) 国際財務報告基準 (IFRS), すなわち IASB が公表する基準及び解釈指針の採用を, 各国の国内会計基準と IFRS とのコンバージェンスを通じて, 推進し促進すること

提案は「公益」について具体的な定義を示すことなく直接言及している。前述の課題に対処するため、評議員会は、IFRS 財団の活動に関して公益とは何を意味するのかを明確にすることが重要だと考える。財団の使命を再検討する際に、評議員会は以下のような公益の領域を識別した。

- ・ 財務報告基準及び基準設定主体の目的
- ・ IFRS の国際的なアドプション (採用)
- ・ IASB の業務の範囲
- ・ IFRS の首尾一貫した適用を確保する上での財団の役割

財務報告基準及び基準設定主体の目的

定款は、財務情報の他の利用者がいることを示しつつ、強力な投資家の観点を示唆している。金融危機は、主に投資家の資本配分の意思決定を目的とした財務報告基準と、他の公共政策目的（例えば、金融機関規制、サステナビリティ、腐敗防止策など）のための他の報告要求及びそれらの影響に関して、疑問を提起した。問題は、これらの観点を、どのように、また、どの程度まで調整できるかである。こうした対立関係は新しいものではないが、金融危機により再び表面化した。今後の 10 年の課題に対応するため、評議員会は、IASB がこうした対立関係をどのように扱うのかを明確にすることが重要と考える。

評議員会は、さまざまな目的の間の対立関係は過大視されており、さまざまな公共政策目的はすべて財務報告の透明性の便益を受けていると考える。同時に、評議員会は、財務情報の唯一ではないが主要な利用者としての、資本提供者に対する財団の責務についての明確な記述が不可欠だと考える。したがって、評議員会は、第 2 の 10 年における IFRS 財団と IASB の業務を導くための、次の原則 (IASB の「概念フレームワーク」と整合している) を示した。

- A1 IFRS 財団の使命をその基準設定機関として実行するにあたり、IASB は、企業の財務諸表における財政状態及び業績の忠実な描写を提供する財務報告基準を開発すべきである。そうした基準は、投資家及び他の市場参加者が資源配分や他の経済的な意思決定を十分な情報に基づいて行うのに役立つはずである。財務諸表のすべての利用者が財務諸表の透明性と誠実性に寄せる信頼は、資本市場の有効な機能、効率的な資金配分、国際的な金融安定及び健全な経済成長にとって極めて重要である。**

実際に、上記の原則を示すにあたって、評議員会は、現在の定款の重点が、十分な情報に基づく資源配分の意思決定を行うことを目的とした財務報告基準の開発にあることを再確認している。また、評議員会は、A1 項の文言は、受託責任の原則の維持も含めて、IASB の「概念フレームワーク」の文言と整合的であると考えている。

同時に、評議員会の考えでは、財務報告の透明性は種々の公共政策目的への対処の不可欠の要素である。この観点は、会計基準の単一のセットの中で透明性をもって調整できることが多い。国際的な基準設定主体として、上記の目的を犠牲にせずに、IASB は、この観点に対する説明責任を高品質の会計基準の開発の中で適切に果たす。

評議員会は、IASB は、IASB のデュー・プロセスの一環としての広範囲の関係者との効果的な関与を通じて、さまざまな観点（多様な経済的状況におけるさまざまな規模と種類の企業のニーズを含む）に対して最もよく説明責任を果たすことができると考える。こうしたデュー・プロセスは、基準の影響（潜在的なコストを含む）とさまざまなニーズを理解し、報告要求を複数にする必要性を最小限にするのに不可欠である。例えば、財務報告と健全性規制上の懸念との相互関係に関する議論となった場合に、IASB は金融規制当局や他の利害関係者と設けた「拡大した技術的対話」を拡充することを図るべきである。1つの可能性は、現行の非公式な取決めを、個別に指名した組織（IOSCO、バーゼル銀行監督委員会、金融安定理事会、IMF、IAIS など）との定期的な共同会議を含めるような方法で公式なものとするのであろう。

同時に、評議員会は、一般目的財務報告は、それだけでは、財務報告を必要とする公共政策目的のすべてを果たすことができないことを認識している。その使命を果たす上で、IASB は、投資家その他の資本市場参加者の資源配分の意思決定におけるニーズを強調すべきである。IASB は、最大限可能な範囲で、規制当局及び他の利害関係者と協力して、他の当局が一般目的財務報告の外で透明性を損なわずに他の公共政策目的を満たす方法で、財務情報の表示を要求できるようにすべきである。

IFRS の国際的なアドプション

IFRS 財団の定款は、当組織の主要な目的は、「明確に記述された原則に基づく、高品質で理解可能な、強制力のある国際的に認められる財務報告基準の単一のセット」を開発することだと述べている。評議員会は、基準の単一のセットが世界経済の最善の利益であり、FRS への移行の完了後に、基準の単一のセットからの乖離があれば、財務報告への信任を損なう可能性があるという信念を依然として持っている。

- A2 改善された国際的に受け入れられる高品質の会計基準の単一のセットを達成する任務を有する機関として、IFRS 財団は、IASB が開発した IFRS の国際的なアドプション（全体で、かつ無修正で）という長期的なゴールに引き続きコミットしなければなら**

らない。コンバージェンスは、特定の法域では適切な短期的戦略である可能性もあり、移行期間中にアドプションを促進する可能性もある。しかし、コンバージェンスはアドプションの代用物ではない。アドプションの仕組みは、各国で異なるかもしれないし、導入には一定の期間が必要かもしれない。しかし、どのような仕組みであれ、該当する企業が自らの財務諸表がIASBの公表したIFRSに完全に準拠している旨を記載できるようにし、それを要求するようすべきである。

- A3 各国内及び国際的な市場及び監査規制機関、会計基準設定機関、会計基準の設定に関与する地域機関、及び会計士団体と協力して、IFRS財団は、IFRSのアドプションが不完全である場合又はIASBが公表したIFRSの完全なセットからの逸脱がある場合には、完全な開示を求めるべきである。IFRS財団は、法域がIFRSを完全には採用せずにIFRSへの準拠を主張している事例を明らかにする仕組みを検討すべきである。**

上述のように、100か国以上における企業が、IASBの開発したIFRSを使用しているか又はアドプションの過程にある。他の国々は、国内企業へのIFRSのアドプションを検討中である。多くの国々が、依然として、国内基準のIFRSへのコンバージェンスをもたらすことに重点を置いている。

評議員会は、各国がIFRSを公式に国内法に組み込むための自身のメカニズムを設定することが必要であり、各国がこの領域で主権を放棄する可能性は低いことを認識している。IFRS採用の仕組みに関係なく、最終的な結果は同じものとなるべきである。すなわち、IASBの公表したIFRSの全面的採用である。各国は、IFRSの完全適用の過程にある場合に一定の経過期間を要求することもできる。各国の規制当局は、これらの経過措置を国内の状況に照らして検討する必要があるだろう。しかし、評議員会は、その経過期間がまちまちとなるであろうことを認識しつつ、IFRSの全面的採用という長期的な目標を維持することの必要性を強く支持する。

各国にとって、IFRSの全面的採用への反対を主張したり、アドプションではなく国内基準とIFRSとのコンバージェンスを求めたり、IFRSのルールに国内用の例外を設けたりする自然な誘惑がある。アドプションではなくコンバージェンスを追求したいという誘惑には抵抗すべきである。IFRSの全面的採用が最終目標でなければならない。

コンバージェンスは、定義上、グローバル基準の共通のセットにはつながらない。コンバージェンスはアドプションと同じではないからである。コンバージェンスは、差異を狭めることによりアドプションを促進するための有用なプロセスであり、今後もそうである可能性が高い。しかし、コンバージェンスは同一の結果をもたらさない。それぞれの基準セットの出発点が異なっており、コンバージェンスはすべての詳細を扱うものではないからである。いったんコンバージェンスを達成しても、基準が再び乖離することがあり得る。

さらに、基準がコンバージェンスされたが同一ではない世界では、相互承認の問題が生じる。各国は、資本市場へのアクセスのために自らの「同等」ではあるが異なった基準の受入れを求めるであろう。IFRS アドプシヨンの便益（特に投資家にとっての比較可能性に関して）は、アドプシヨんでなくコンバージェンスを好む場合には、部分的に失われる。

IFRS の採用を選択している国々は、国内用又は地域用の IFRS の変形を作り出すことを避けるべきである。さまざまな利益団体が国内用及び地域用の例外の正当化として特殊な状況を持ち出すことは理解できる。しかし、国内用及び地域用の例外にはコストがあり、こうした長期的なコストを、認識されている即時の便益と比較考量すべきである。

評議員会は、完全版 IFRS からの乖離を識別する上で関連する公的機関の協力を求めるべきである。目標は 2 段階とすべきである。第 1 に、IFRS の採用が不完全である場合又は IASB の公表した IFRS の完全版セットからの乖離がある場合には、開示を行うべきである。第 2 に、各法域が IFRS の全面的採用をせずに IFRS への準拠を主張している状況を目立たせるメカニズムを設けるべきである。関係団体の接触により、IFRS 財団と IASB は、来年にはこうした仕組みの開発に向けて共同で作業する。

IASB の業務の範囲

IASB は、民間（すなわち、非政府）の営利企業のための基準開発に業務の重点を置いてきた。同時に、公共セクター及び非営利セクターのための国際的に首尾一貫した基準への要望もある。さらに、利害関係者グループから、資本配分的意思決定の目的での財務報告に直接関連しない問題（一例は、サステナビリティ報告）を検討してほしいという要請が多くなっている。

- A4 短期的には、IFRS 財団及び IASB は、依然として、営利企業（すなわち、公開取引される企業、他の公的説明責任を有する企業及び SME）のための基準開発に主たる重点を置くべきである。必要となる資源を考慮して、財団及び IASB は、他の企業のため又はその他の目的のための基準の開発を検討する。**

評議員会は、非営利及び公共セクターの団体への透明な財務報告の要求の必要性を強く支持する。評議員会は、財務報告プロセスへの他の利害関係者の公共政策上の強い関心も理解する。実際に、評議員会は、当組織の権限を将来のある時点で拡張することを検討すべきだと考えている。

同時に、A4 の結論の至る際に、評議員会は、IFRS の国際的なアドプシヨンの未確定な状況と、IFRS 財団が直面しているリソースの限界を承知していた。IFRS の全面的な国際的採用への対象期間は、今後数年間の作業を要する可能性が高い。現時点で、

当組織と財務報告の環境に安定性をもたらす必要がある。

他のセクターにとっての財務報告の重要性と、その権限が将来拡大される可能性があることを考慮に入れて、IASBは、企業が透明性の要求を回避するための区分変更（すなわち、IFRSの対象となる区分からIFRSの使用が要求されない区分へ）によりIFRSの体制の外に出るような選択を可能にして「規制上の恣意性」を助長することのないような方法で、基準開発を行うべきである。

評議員会は、システムが安定してリソースが許す限り、財務報告に関する他の領域（例えば、非営利、公共セクター、サステナビリティなど）を積極的に検討する。評議員会は、3年以内に開始する次回の戦略レビューで、範囲の拡大を検討するちょうどよい機会が提供されるものと考えている。

評議員会は、他の基準設定団体がIASBの業務の現在の範囲外の事項に関する基準を作成していることに留意している。IFRS財団は、これらの団体との協力を、必要に応じて継続すべきである。さらに、IASBは、適宜、協力を公式のものとするためにこれらの基準設定団体との覚書に合意すべきである。

IFRSの首尾一貫した適用

IFRS財団の定款は、IFRS財団は「当該会計基準[IFRS]の利用と厳格な適用を促進」すべきだと述べている。この定款の規定は、IFRS（及びグローバル基準の目的）の成功には、IFRSの適用の首尾一貫性と忠実性が必要なことを明示的に認めたものである。

この点に関して、評議員会は次の結論を下した。

A5 その使命の遂行にあたり、IFRS財団は、国際的にIFRSが首尾一貫して適用されるようにすることに強い関心がある。財団は、次の方法でその目的を遂行すべきである。

- IASBは、基準設定主体として、明確で理解可能な強制力のある基準を公表すべきである。
- IASBは、基準設定に対する原則ベースのアプローチと整合的な、基準に関するガイダンスを提供する。適用ガイダンス及び設例は、原則を首尾一貫した方法で理解し適用するのに必要な場合に提供されるべきである。
- IASBは、実務上の逸脱が国境を越えてどこで発生しているのか識別するために、証券規制機関、監査規制機関、基準設定機関、会計基準の設定に関与する地域機関、会計士団体及び他の利害関係者のネットワークと協力して作業する。実務上の逸脱が、基準又は解釈指針の改善を通じて解決できる場合には、IASBとIFRS

解釈指針委員会は、それに応じて行動する。

- IFRS 財団は、教育コンテンツ・サービスを通じて、首尾一貫した適用の促進を目的とした活動を行うべきである。
- IASB は、関連する当局と連携して、IFRS が改変されている法域を識別し、こうした状況において、法域レベルでこのような逸脱の透明な報告を促すべきである。
- IFRS 財団は、この目的を達成するために、関連する規制当局の支援を求める。

首尾一貫した適用を確保する取組みにおいて IFRS 財団が利用できるツールには、次のものがある。

- **IASB の基準設定プロセス**（基準の明確さを確保し、明確でない場合には修正する）
- **IFRS 解釈指針委員会**（国境を越えて不統一が生じている領域を、それらが確立した実務となる前に識別し、基準の改善が必要となる場合には IASB に照会し、原則ベース環境の枠内で解釈指針を公表する。第二の 10 年間に於いては、解釈指針委員会は、IASB と緊密に協力して、より積極的な役割を果たすであろう。）
- **IFRS XBRL タクソノミ**（高品質の IFRS XBRL タクソノミを維持管理して、最終利用者のための財務データの比較可能性の確保に役立てる）
- **IASB の教育及び IFRS 財団のコンテンツ・サービス活動**（適用の首尾一貫性を改善する教育活動及び情報の触媒としての役割を引き受け、その役割を果たす）

評議員会は、この分野での IFRS 財団の限界にも留意している。適用の首尾一貫性は、施行及び規制の活動、厳格な監査、及び健全な企業財務報告といった、財団の権限の範囲外の領域の事柄に左右される。

最後に、評議員会は、IFRS のアドプションの実務に関する透明性は、アドプション実務及び施行活動のコンバージェンスを促進するとともに、不統一を阻止するであろうと考える。IFRS 財団は、アドプション実務を監視する権限もリソースもないが、いくつかの国際的機関及び国内機関がこの領域で重要な経験を有している。したがって、財団は、他の機関（証券規制当局、基準設定主体、国際的な金融機関など）と協力して、IFRS の適用の首尾一貫性を監視する。

4. 公的な説明責任と独立性を強化するガバナンスの取決めの拡充

IFRS 財団は、財務の世界での国際協力の唯一無二の例である。国際ルールを設定する他の団体と異なり、IASB は、特定の法域及び利害を代表しない常勤の専門家で構成

されている。IFRS 財団の定款は独立した基準設定プロセスを定めており、それは広範なデュー・プロセスの要求事項に従うが、特別の局地的利害から保護されている。この独立性はIFRS 財団及びIASBの基本的な強みとなっており、基準に信用を与えている。

独立性はIFRS 財団の非常に重要な資産であるが、独立性には公的な説明責任の要求が伴う。ある種の公的な説明責任は、当初から、IFRSの拘束力が各国当局の批准に依存している限りにおいて、提供されていた。その後、2回の公式の定款見直しを経て、評議員会は、監督機能を強化し、活動の透明性を向上させ、代表権を拡大するためのいくつかの制度改革を行った。2009年にモニタリング・ボードが創設され、これを評議員会と結び付ける覚書が、政府組織との公式な公的要素を初めて提供した。モニタリング・ボードの創設とIFRS 財団の公的に認可された資金調達体制の出現により、当組織が公益への奉仕に責任を有する機関とより公式に結びつけられた。

IFRS 財団は、現在は3層のガバナンスのシステムを有している。公的機関を代表して行動するモニタリング・ボード、監督者としての評議員会、そして基準設定主体としてのIASB（IFRS 財団を事務局とする）である。この3層構造の中で、IFRSがグローバル基準となるにつれて、社会の信頼を確保するために一層の発展が必要となっているという見方がある。

モニタリング・ボードは、この3層のガバナンス構造の各要素の一層の強化に合意した。評議員会は、自身の独立した責任に合わせて、独立性及び公的説明責任の問題に関連した評議員会、IASB及びIFRS 財団の活動に関する原則及び施策に合意した。

評議員会は、広範囲の職業的及び地理的背景からのIFRS 財団及びIASBの組織への幅広い参加も、ガバナンス及び公的説明責任への関心の重要な側面であることを認識している。前述のように、戦略レビューの目的上、評議員会は、国内目的でのIFRSの採用を検討している主要な法域が、18か月以内に、自らの法域内でのIFRSの採用に関する時間枠についての肯定的な公約を行うことを仮定している。評議員会は、長期的には、IASB及びIFRS 財団評議員会のガバナンスとメンバー構成が、IFRSのアドプションの国際的な範囲を反映する可能性が高いと考えている。

評議員会は次のことを提案している。

- B1 基準設定の意思決定プロセスにおけるIASBの独立性を、公的説明責任の枠内で維持しなければならない。評議員会の主たる役割は、基準設定プロセスの独立性を擁護し、維持することである。**
- B2 現在の3層構造（モニタリング・ボード、評議員会、IASB）は、組織の使命にとって適切である。そのガバナンス構造の中で、モニタリング・ボード、IFRS 財団及びIASBは、透明性、公的説明責任及び独立性の原則を補強するために相互関係及び手続を適**

宜強化すべきである。これを行うにあたって、組織のガバナンスの各要素の役割及び責任を明確に定義すべきである。

評議員会は、2009年のモニタリング・ボード創設を通じて確立されたこの3層構造が、当組織に役立っており、公的説明責任のニーズと基準設定プロセスの独立性とのバランスを確保していると考えている。これらの取決めにおいて、IASBの基準設定プロセスの独立性が保護され、評議員会の活発な国際的に多様なグループを通じて監督されている

公的説明責任は、IFRS財団評議員会からモニタリング・ボードへの公式の報告ラインを通じて確保される。具体的には、公的な資本市場当局としてのモニタリング・ボードの責任は、次のことである。

- 1 評議員の指名プロセスに参加し、評議員に任命された人々を承認する。
- 2 IASBの資金調達に関する評議員の準備の十分性と適切性をレビューする。
- 3 IASBの基準設定プロセスへの評議員会の監督状況をレビューする（特に、デュー・プロセスのアレンジメントに関して）。
- 4 評議員会の責任について評議員会と協議する（特に、IASBへのIFRS財団の監督に関連する規制上、法律上及び政策上の動向に関連して）
- 5 IFRS財団評議員会を通じて、財務報告に関連した広範な公益に関する事項を、IASBでの検討のために照会する。IASBは、自らの決定をこうした照会を通じて説明する義務を有する。

評議員会は、3層構造の一層の強化を目的としたモニタリング・ボードのガバナンス見直しの結論を支持している。

B3 B2と整合するように、評議員会は監督責任をどのように果たすのかをさらに明確化すべきである。

評議員会は、この基本的構成の継続を支持し、それがIASBの独立性を公的説明責任の文脈の中で維持するという主要な目的を支えてきたと考えている。しかし、多くのコメント提出者が、評議員会にさらに目に見える明確な役割を求めた。評議員会は、監督責任及びモニタリング・ボードとの関係の明確化を目指したステップも提案している。

評議員会の監督機能の強化に関し、評議員会は次の施策を提案している。

- ・ 評議員会が、基準設定プロセスの独立性が重要であることを強調する活動を行う

(公開又は私的な場での関連する公的機関や利害関係者団体との会合を含む)。

- ・ 評議員会が、デュー・プロセス監督委員会の役割を強化して、同委員会が、主要プロジェクトに関する IASB のデュー・プロセスの状況の定期的なレビューを、ベスト・プラクティスとの対比で定期的にベンチマークした合意されたフレームワークと対比して行う。
- ・ デュー・プロセス監督委員会が、IASB の機能に関する情報をより適切に与えるフィードバックを受け取る手段として、IFRS 諮問会議及び IFRS 解釈指針委員会との意思疎通を強化する。
- ・ 評議員会が、自らのデュー・プロセスの監督責任の管理を支援する明確なスタッフ資源を開発する。この専任のリソースにより、評議員会が、IASB のデュー・プロセスの監督をよりよく実施できるようになるとともに、評議員会と IASB の両方に勤務するスタッフについての利害相反がなくなる。

評議員会は、モニタリング・ボードとの関係を強化する追加的なステップを支持する。これには次の施策が含まれる。

- ・ 評議員会が、戦略的な優先事項に関連した事項についてモニタリング・ボードとの議論を充実させる。
- ・ モニタリング・ボードの提案に合わせて、評議員会がモニタリング・ボードと協力して、評議員候補者の指名に関する手続の強化と要件の明確化を行う。

B4 ガバナンス構造の各要素は、有効性を立証するために定期的な公開レポートを提供すべきである。

評議員会は、モニタリング・ボード及び評議員会の業務に関する透明性及び公開報告の拡充により、当組織の正当性が高まると考える。この点に関して、評議員会は、次のような結論に至っている。

- ・ 評議員会は、モニタリング・ボードの活動に関するコミュニケーションの拡大に関するモニタリング・ボードの提案を支持する。
- ・ モニタリング・ボードへの定期的な報告の一部として、評議員会は自らが監督責任をどのように果たしているのかを説明する。
- ・ 評議員会は、自らの活動を一般にもっと見えやすくするために、監督活動について定期的に報告すべきである。

5. IFRS 財団と IASB のプロセス及び手続の強化

基準設定プロセスは高度に組織化されており、その中核に多段階の利害関係者協議及び透明性の原則がある。このデュー・プロセスは、IASB の「デュー・プロセス・ハンドブック」に全文が示されている。IASB は公開で会議を開き議論を行う。論点が IASB の作業のアジェンダに追加されるのは、IFRS 諮問会議及び評議員会との協議を経てからである。IASB は、アジェンダや作業プログラムに関して、各国会計基準設定主体など、他のグループとも協議する。IASB は、最終の結論に至る前に、公開草案（多くの場合、予備的なディスカッション・ペーパーも）を公表して、一般のコメントを求めなければならない。主要プロジェクトに関しては、IASB はさまざまな利害関係者を反映したワーキング（又はアドバイザー）・グループを設置する。

すべての決定事項を公開し、IASB 文書を IASB のウェブサイトで共有していることにより、IASB は、国際機関の中で最も透明性が高いものの 1 つとして認識されているプロセスを確立している。同時に、そのプロセスに批判がないわけではない。

しばしば主張されている批判は、IASB は利害関係者が表明した意見を適切に説明しておらず、さまざまな観点をどのように調整しているのか十分に説明していないというものである。これは、アジェンダ及び戦略の設定と技術的論点の解決の両方において、また、基準の影響についてである。評議員会と IASB は、これらの懸念に対応するためにいくつかのステップを踏んでいる。第 1 に、IASB はワーキング・グループを活用し、フィードバック・ステートメント及び影響分析を公表し、アウトリーチの取組みを大きく拡大してきた。第 2 に、評議員会が監督機能を拡大し、IFRS 諮問会議を刷新して利害関係者グループの意見をよりよく反映するようにした。第 3 に、最近改訂した定款で、IASB の作業プログラムに関して 3 年ごとの公開協議を要求している。

作業手続及びプロセスの領域では、評議員会は、IFRS 財団と IASB が最善の実務への責務を果たせるように、下記の原則、ガイドライン、及びステップを提案している。

デュー・プロセス及びベンチマーキング

- C1 完全に透明なデュー・プロセスは、高品質の国際的に認められる会計基準の提供に不可欠である。IASB のデュー・プロセスは、他の組織との比較での定期的なベンチマーキングと利害関係者の助言を生かして、見直しと定期的な強化を継続すべきである。**

IFRS 財団と IASB は、透明なデュー・プロセスを維持する。デュー・プロセスの継続的な改善に対する確約があるべきであり、これは他の基準設定機関及び規制機関との対比による定期的で体系的なベンチマーキングを基礎とする。こうしたベンチマーキングの演習が現在進行中である。さらに、現行の実務と同様に、評議員会は IASB

の「デュー・プロセス・ハンドブック」の変更案について利害関係者と協議する。

IASB のデュー・プロセスに対する評議員会の監督

2006 年に評議員会は、IASB のデュー・プロセスに対する監督においてもっと積極的で目に見える役割を果たすために、デュー・プロセス監督委員会を設置した。この委員会は、IASB と定期的に会合して、IASB のデュー・プロセスへの準拠状況を監視し、IASB のデュー・プロセスに関する不満をレビューし、IASB のデュー・プロセス活動に関する他の領域の懸念を評価する。それでもなお、利害関係者は、IASB の手続に対する評議員会の監督の有効性に関する懸念を定期的に表明している。

IASB のデュー・プロセスの監督における評議員会に関する枠組みを明確化すべきである。評議員会のデュー・プロセス監督委員会は、適切な独立したスタッフ資源により、デュー・プロセスへの準拠のレビューと議論を、基準設定プロセス全体を通じて定期的に、また、基準確定前のプロセスの終了時に、行うべきである。同委員会は、これらの活動に関し、定期的に評議員会への報告及び年次報告書での報告を行うべきである。委員会は、潜在的な非準拠の状況を処理するための手続を策定すべきである。

評議員会は、基準設定プロセスに対する利害関係者の信頼は、評議員会のデュー・プロセス監督委員会と IASB との間の定期的な意思疎通に、現在のプロジェクトのデュー・プロセスについての焦点を絞った定期的で体系的なレビューを含めれば、改善するであろうと考える。これはすでに行われているが、委員会は、IASB との意思疎通を強化するとともに、監督業務を律する委員会プロトコルの作成作業を行っている。

このプロトコルは、プロジェクト開発のすべての段階を通じての IASB の業務の継続的監督の枠組みを提供することを意図している。このプロトコルでは、監督機能の有効性を評価するための定義可能で透明性のある手順を示すことを目指している。

デュー・プロセス監督委員会は、その業務の一環として、IASB 及び IFRS 諮問会議と定期的に会合して、デュー・プロセスの有効性の確保に役立てる。デュー・プロセス監督委員会は、IFRS 解釈指針委員会とも定期的に会合して、解釈プロセスの有効性をレビューする。

同時に、評議員会は、デュー・プロセスの監督の強化と、基準設定プロセスの効率性に対する継続的な必要性とのバランスを取る必要性を認識している。

アジェンダ設定及び基準設定のプロセスにおける利害関係者のフィードバック及び拡充

- C3 現行のデュー・プロセスの枠組みを基礎として、財務情報の有用性を改善する努力の中で、IASB は次のことを行うべきである。**

- **審議事項の優先順位の設定方法を明確に示すこと：** 審議事項設定プロセスの中で、及び要求される公開協議の後に、IASB は十分なフィードバックを公開すべきである。これには、IFRS 諮問会議のインプットをどのように考慮に入れたのかの証明が含まれる。これは、IASB のアジェンダ設定プロセスに対する信頼を高め、独立性への支持を強める。
- **フィールド・ビジット／テスト及び影響分析についての同意された方法：** IASB は、フィールド・ビジット／テスト及び影響分析（コスト便益分析又はインパクト評価と呼ばれることが多い）について合意される方法を開発するために関連する当事者と協力して作業すべきである。
- **基準設定の決定がXBRLに与える影響の考慮：** XBRL の考慮は基準設定プロセスの内容を指示するものではないが、評議員会は、XBRL の要求事項の利用の拡大を認識している。IFRS 用 XBRL タクソノミは重要性が高まりつつあり、奨励する価値がある。したがって、新基準の文案を作成する際に、IASB は、外国語及び整合的な XBRL タクソノミに容易に翻訳できる用語の必要性を考慮すべきである。
- **基準設定の決定がIFRSの翻訳に与える影響の考慮：** IASB は、多くの最終的な利用者が英語版のIFRSの翻訳を必要としていることを意識すべきである。

アジェンダ設定： 評議員会は最近、IASB のアジェンダ及び優先順位に関する公開協議を3年ごとに行うという要求を導入した。このレビューの第1回を現在行っている。公開協議を行う際に、IASB はIFRS 諮問会議及び他の利害関係者との接触を積極的に行うべきである。評議員会は、アジェンダの優先順位の設定の際に利害関係者と接触することにより、IASB が最も緊急性のある財務報告上の問題を扱えるようになると考える。さらに、これは基準設定プロセスへの一般からの信任を強化することになる。

アジェンダ設定プロセスの一環として公開協議に続いて、IASB は、評議員会、IFRS 諮問会議、モニタリング・ボード及び利害関係者の意見をどのように扱ったかを説明するフィードバック・ステートメントを提供すべきである。IASB のデュー・プロセスの他の要素と同様に、IASB は評議員会のデュー・プロセス監督委員会とともに、アジェンダ設定プロセスをレビューする。

フィールド・ビジット／テスト及び影響分析： フィールド・ビジット／テスト及び影響分析（又はインパクト分析）は、現在では規制の設定における最善の実務と考えられている。現在はIASB のデュー・プロセスの通例の部分である（フィールド・ビジット及びテストは「準拠するか又は説明せよ」アプローチの一部、影響分析は主要プロジェクトに関する要求事項）。それでもなお、利害関係者の間には、IASB はIASB のデュー・プロセスのこれらの要素の役割をさらに明確化すべきだという見方がある。

評議員会は、当組織はフィールド・テスト及び影響分析に関する合意された方法論を開発する際にガイダンスを受けることで便益を得られると考える。したがって、評議員会は、フィールド・テスト及び影響分析に関する合意された方法論を開発するために、IASB を議長とする国際社会からのワーキング・グループの設置を提案している。

XBRL の論点及び XBRL タクソノミの開発プロセスに対する品質管理の考慮: IFRS 財団は、すでに IFRS XBRL タクソノミの開発に積極的に関与している。今まで、XBRL タクソノミのプロセスは IASB の基準開発後に行われてきた。この方法では、XBRL タクソノミの開発は IFRS の英語から他の言語への翻訳と同様である。基準開発の技術的側面と XBRL 主導のデータへの潜在的な影響との間に公式の結び付きはない。

XBRL の考慮は、基準設定プロセスの内容を指示するものではないが、評議員会は、XBRL の要求事項の利用の拡大を認識している。このため、評議員会は、IASB が IFRS 用 XBRL の開発に強い関心を有していると考えている。したがって、評議員会は、すでに設置されている IFRS タクソノミ開発チームを、IASB でテクニカル・ディレクターの直接の監督下に置くことを提案している。これは、米国の国内基準設定主体である財務会計基準審議会（FASB）の状況と同様となる。この報告構造により、品質保証プロセスへの IASB の一定レベルの関与と、基準設定段階での IASB のプロジェクト・マネージャーと XBRL チームとのスタッフ・レベルでの意思疎通が確保される。

さらに、評議員会は、投資家その他の財務情報の利用者に役立つ IFRS 用 XBRL タクソノミの提供を公約している。この観点から、XBRL チームは、一般的な IFRS の実務を反映するために、現行の基礎タクソノミへの適切な数の拡張を開発するための合意された方法論を開発すべきである。

IFRS 導入の首尾一貫性を目的とした施策

評議員会は、以前に、IFRS 財団は IFRS の首尾一貫した適用を国際的に確保するのを助けることに関心があることを強調してきた。評議員会は、XBRL、教育活動及び出版に関するアプローチを通じて、それらの関心を抱いてきた。しかし、さらに、首尾一貫した適用を支援できる手続上のステップがある。

C4 IFRS の整合的な適用への IFRS 財団の関与を助けるため、また、IASB の基準設定の任務の枠内で、財団と IASB は次のアクションを実施すべきである。

- 合意された方法により適用後レビューを実施し、適用上の論点の識別に役立てる。
- 証券規制機関、監査規制機関及び各国基準設定機関との正式な協力の取決めを確立して、IFRS がどのように適用されているのかに関するフィードバックを受け取り、逸脱への対処を図る行動を促す。

- **IFRS 解釈指針委員会の活動の範囲を見直し、あるいは拡充して、原則ベースの基準設定のアプローチへのコミットメントを損なわずに、解釈の整合性を確保する。**

適用後レビュー： IASB は、適用後レビュー及び IFRS 解釈指針委員会を利用した解釈プロセスを通じて、重要な役割を果たすことができる。IASB は、新基準並びに IFRS への主要な修正及び主要な解釈指針の適用後レビューを、少なくとも 2 年の適用後に実施し、基準等の発効日から 3 年以内に完了することを要求されている。これらのレビューは、基準等の開発中に議論の多い論点として識別された重要な論点に限定するように設計されており、予想外のコスト又は直面した適用上の問題が含まれる。

IASB は、現在、こうしたレビューの対象とする最初の基準を検討しようとしている。IASB は、これらのレビューの実施のための明確で透明な方法論を開発中である。

証券規制機関、監査規制機関及び各国の会計団体及び基準設定機関との協力： 証券規制機関、監査規制機関、各国の会計団体及び基準設定機関は、IFRS の適用の不整合を識別するための最も適切な立場にいる。IASB は、証券規制機関、監査規制機関、各国の基準設定機関との既存の又は新規の公式のネットワークを使用して問題点を識別し、これらの関係者と行動計画を策定する。

IFRS 解釈指針委員会： IFRS 解釈指針委員会は、基準設定への原則主義のアプローチに対する公約を損なわずに、解釈指針の首尾一貫性を確保するのに役立つべきである。評議員会は、IFRS 解釈指針委員会が第二の 10 年間に於いてより積極的な役割を果たすことを期待している。同委員会はこの役割を次のことにより果たすであろう。

- ・ 不統一が生じている領域を、監査人、監査規制機関及び証券規制機関との協議により、それらが確立した実務となる前に識別する。
- ・ 解釈指針又は改善への要請について適時に公開の議論を行い、解決する。
- ・ 会計原則と（狭い）範囲の状況に対するその適用を明確化するための、権威のあるガイダンスを開発する。
- ・ すでに基準に含まれているものに追加して権威のあるガイダンスを公表しなかったことへの説得的な説明と理由の伝達
- ・ 比較的軽微で別個の IASB プロジェクトが正当化されない事項に関する IFRS の文言の修正及び明確化
- ・ すべての利害関係者にアウトリーチを行い、解釈及び適用のプロセス（会議、基準設定への関与、ファクト・ブック、ポッドキャスト）を説明するとともに、委員会の運営上の効率性及び有効性を評議員会のデュー・プロセス監督委員会と

もに定期的に再検討する。

各国その他の会計基準設定主体の重要性

- C5** IFRS 財団及び IASB は、国際的な基準設定プロセスの不可欠の一部として、各国の会計基準設定機関及び会計基準設定に関与する地域機関のネットワークのメンテナンスを促進すべきである。それぞれの任務の範囲内での機能の遂行に加えて、各国の会計基準設定機関及び会計基準設定に関与する地域機関は、研究の実施、IASB の優先事項に関するガイダンスの提供、IASB のデュー・プロセスへの各法域からの利害関係者のインプットの促進、及び新たに生じている論点の識別を継続すべきである。

IFRS 財団と IASB は、国際的な基準設定プロセスの不可欠の一部として、各国その他の会計基準設定機関及び会計基準設定に関与する地域機関（IFRS の承認における地域機関の関連性及び基準設定主体の地域的グループ化の進展を反映している）のネットワークのメンテナンスを促進すべきである。会計基準設定に関与するこれらの機関は、それぞれの国内及び地域の文脈の中で重要な所定の独立した役割を有している。また、IASB との研究活動、IASB の優先事項に関するガイダンスの提供、利害関係者が自国内から IASB のデュー・プロセスへのインプットを行うことの推奨、発生している問題の識別なども継続すべきである。IASB は、各国基準の IFRS からの乖離の識別と開示に関して、各国その他の基準設定主体の協力を求めることを図るべきである。

専任の調査担当者

- C6** 財務報告の分野での思考における指導力を提供するために、IASB は専任の調査担当者を設置するか又は設置を促進すべきである。

IFRS テクニカル・スタッフには、現行の基準がどのように機能しているかの理解、財務報告の傾向の分析、及び将来の問題点の識別を行う会計上の調査のための専任の人的資源がない。これは、財務的資源に制約があること及び現在の作業プログラムの完了に重点を置いていることの結果である。評議員会は、調査担当者の設置又は設置の促進を提案する。これは内部と外部の知的資源（学界のより積極的な関与）に期待することができよう。評議員会は、このような調査担当者を支える専用の独立した資金源を求める必要がある。IASB の議長と副議長は、2012 年末までに、この結論の採用に関する提案（資金調達が可能であることを前提とする）を提示すべきである。

6. 資金調達： IFRS 財団に幅広い持続可能な資金源を確保する

最初、財団は約 200 の団体からの任意の拠出により資金を調達した。時として、この任意の拠出への部分的依存が、観察者の 2 つの懸念を生じさせた。1 つは、基準設定プロセスにおいて重要な資金的支援者に特別の配慮を示したくなる誘惑による、客観

性の欠如の可能性である。逆に、厳格な基準設定プロセスの結果に不満な支援者が資金を引き揚げて IASB の作業を混乱させるかもしれないという指摘があった。これらの懸念はいずれも実務上は具体化しなかったが、主として民間の資金源からの任意の拠出への依存は、公益のために活動する組織には不適切であり、当組織が将来において必要な資金源を失う可能性があるとの見方があった。

2006 年以降、評議員会は、各国の GDP に応じた、国家的な資金調達の体制の確立を図ってきた。企業への課金又は公的に支援された資金調達の要素の提供を行うというものである。現在、財団の資金調達の大半がこうした体制に基づくものであり、このアプローチは、アジア・オセアニア及びヨーロッパで特に成功してきた。しかし任意のシステムが一部の法域で残っている。一部の国は、拠出が適正な分担よりも少ないか又は全く行っていない。新たな資金源を見つけないと予算不足が予想されており、評議員会には資金提供を強制する権限はない。

評議員会は、資金調達に関する一層の進展が、世界の独立の会計基準設定主体としての IFRS 財団の地位を保全するのに不可欠と考えている。

- D1 資金調達システムは、組織の説明責任を果たしつつ、基準設定プロセスの独立性を維持するものでなければならない。**
- D2 現行の資金調達ベースを拡大して、IFRS 財団が国際社会にもっとよく貢献し、上述の戦略を達成できるようにすべきである。具体的には、評議員会が次のような資金調達を提案すべきである。長期的（少なくとも 3 年から 5 年）で、公的に支援され、さまざまな仕組みが利用でき予算ニーズに適合できるような柔軟性があり、合意された公式（これは比例の原則と整合的なものとする）に基づいて法域間で負担され、十分な組織的説明責任を提供するような資金調達である。**

IFRS 財団の 2011 年度予算（すべての活動について）は 26 百万英ポンドである。この予算は、国際的な適用範囲と影響力を有する他の国際機関と比較すると小規模である。さらに、2001 年の IASB の発足以降の予算の増加は、当組織に課されている要望の増大に追い付いていない。

国際的な普及に合うように「調整」し、本報告に含まれている戦略を実施するためには、予算が一定期間にわたって年額 40～45 百万ポンド（現在の英ポンドの金額、すなわち、将来の物価上昇を除く）まで増加する必要があると評議員会は考えている。それでも、他の国際金融機関に比べると相対的に小さな金額である。さらに、IFRS が国際的に採用される前のすべての各国会計基準設定主体に対するリソース要求の合計と比べれば、相当な節減となっているであろう。

この新たな資金調達目標には、すでに行っている取組みを基礎とした上で大きく前

進するような強固な資金調達システムが必要となる。

評議員会は、個々の法域には必要な資金提供について異なる方法論があることを認識している。また、IFRS 財団は公的に支援された資金調達を受けることになるので、リソース支出に関する組織的な説明責任の要求が増大するであろう。これらの 2 つの問題を IFRS 財団の使命における原則 D1 と整合的に扱うために、評議員会は、次のような特徴を持った国際的な資金調達システムを検討している。

- ・ 長期的な確約を提供する。資金調達は、年度ごとの割当に依存すべきではなく、基準設定プロセスの独立性を損なうような条件の履行を条件とすべきではない。
- ・ 公的な援助を受けるべきである（直接又は非明示的な政府又は規制機関の支援）。この「公的」要素は、資金調達プロセスを通じた民間の利益団体の不当な干渉という認識を取り除くことになる。
- ・ 次のことを考慮に入れて柔軟なものとするべきである。(1) 予算の増額が合意されていること、(2) 各国は各自の法的枠組みと文化的背景に合うように資金調達の体制を組む可能性が高いこと。しかし、評議員会は、賢明な処方箋は IFRS の利用者及び受益者（すなわち、上場会社、投資会社）であろうと示唆することができる。IFRS 財団がそれぞれの資金提供国と連携すべき指定機関を置くべきである。
- ・ 資金提供が、世界の主要な経済圏（G20 を含むが、これには限らない）に、GDP を主たる決定指標として、比例的に配分されるようにすべきである。目標値は、経済発展のレベルを反映するように修正することができる。各国又は法域は、指定された目標値を上述の原則と整合的な方法で達成すべきであり、どの機関が IASB との代表者として機能すべきなのかを示すべきである。
- ・ 予算プロセスにおいて公的説明責任を果たす。評議員会は、各国の及び国際的な資金調達メカニズムで調達した資金をどのように使おうとしているのかを毎年公表すべきである。年間予算の最終承認には、IFRS 財団モニタリング・ボードとの予算レビューを含めるべきである。

資金調達目的を達成する際に、評議員会は、モニタリング・ボードと協力して、IASB を支援する全体的な責任を果たすことを確約している。